

## 平成27年知立市議会 9月定例会建設水道委員会

1. 招集年月日 平成27年9月24日(木) 午前10時

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(6名)

杉山 千春                      三宅 守人                      久田 義章                      永田 起也  
稲垣 達雄                      中島 牧子

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
建 設 部 長	塚本 昭夫	土 木 課 長	岩瀬 祐司
建 築 課 長	野々山 浩	都 市 整 備 部 長	加藤 達
都 市 整 備 部 次 長	木納 利和	都 市 計 画 課 長	太田 知見
ま ち づ くり 課 長	尾崎 雅宏	都 市 開 発 課 長	柘植 茂博
上 下 水 道 部 長	鈴木 克人	水 道 課 長	國分 政道
下 水 道 課 長	近藤 修司		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	島津 博史	議 事 課 長	横井 宏和
議 事 係 長	近藤 克好		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

事 件 名	審査結果
議案第49号 知立市有料駐車場条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第50号 知立市市営住宅条例の一部を改正する条例	〃
議案第52号 知立市有料駐車場の指定管理者の指定について	〃
議案第53号 平成26年度知立市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃

午前9時59分開会

○杉山委員長

定足数に達していますので、ただいまから建設水道委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は4件です。すなわち議案第49号、議案第50号、議案第52号、議案第53号です。これらの案件を逐次、議題とします。

議案第49号 知立市有料駐車場条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

本会議でもいろいろ質疑されておりましたので、確認と、それと今後の対応ということで少し伺っていききたいというふうに思います。

栄駐車場、自転車やバイク、自動二輪ですね、そういったものが対象で駐輪場になっているわけでございます。これが平成28年4月1日で廃止ということになるわけですね。この期限については、もしうまく進まない場合はというようなお話もあったかなと思うんですが、そのあたりをまず期限のことについては、これで確実に廃止、新規の代替の駐輪場が確保されるという、こういうことでよろしいでしょうか。

○土木課長

今の御質問でございますけれど、栄駐輪場の閉鎖の時期ということで、平成28年3月31日をもって廃止するというので、これにつきましては、現在施行されています駅前土地区画整理事業並びに知立駅北の再開発事業、こちらのほうの進捗に合わせて、特に駅北の再開発事業が平成26年12月に組合が設立認可されまして、着手されました。来年度平成28年4月から、この再開発工事のほうの着手に入るということで、そこにかかわる栄駐輪場については、支障となるということで、廃止をしていくということで決定させていただいております。

あと、もう1点、その栄駐輪場に係る分の駐輪台数の確保についてですけれど、現在のところ、

質疑でもうちの建設部長からお話させていただいたと思いますが、その土地については別の位置に換地されるということで、その土地所有者のほうに継続のお願いをしていっておるわけですが、なかなか難しいという状況があります。

そういった中で、栄駐輪場、今85台確保しておりますけれど、その台数につきましては、現在の土地所有者ではなく、駅前市営駐車場、そちらのほうの屋内駐車場、屋外駐輪場があるんですけど、そちらのほうは、今の利用率を見ますと、十分にその85台を確保できる利用率となっておりますので、最悪、継続が難しいということであれば、駅前の駐輪場、屋内・屋外を利用していただくということで考えております。

以上です。

○中島委員

本会議のときには、現在より西の方向の12メートル道路のまた西側のところに確保の見込みということがありましたよね。それは全然わからないということで、駅前駐車場の中で対応したいというのが中心ですか、今のお話ですと。

○土木課長

本会議のときには、現在の土地所有者の換地がそちらに移るということで、駐輪場を管理しております部局としましては、やはり現駐輪場台数を確保したいということで、そちらに換地で移った方のところに継続して、駐輪場として貸していただきたいというふうには思っておるわけですが、その方の換地についても、駐輪場の部分だけでなく、ほかに地区内に持っている部分をあわせて、その位置に換地されるということで、土地自体がもっと大きな形で換地を受けるということになってくるものですから、駐輪場として貸していただけないというのが非常に難しいような状況で、交渉はしておるんですけど、なかなか難しいという状況でございます。

○中島委員

そうですね。本会議とはニュアンスが大分違うなど。困難なときにはということはありませんけ

ど、一定換地先で受けていただけるのかなど。換地先ならば、80台分ぐらいは入るよというような具体的なお話もありましたので、現在としては、地主の方が換地先ではそれを継続してやっていくという意味は大変薄いということですね。もうこれ以上、お願いしていかないという、そういう方向ですか。ほぼそういうことですか。

○土木課長

質疑でもうちの建設部長が答弁させていただいたとおり、可能性としては薄いという中で、再度、また確認のほうをお願いに行きたいというふうには考えておるといことで答弁させていただいておるといふふうに認識しております。

○中島委員

本会議では、3月31日までにまとまらなければ、駅前駐車場を利用するというような言い方でしたね、書いてますけども。見通しが大変薄いという感じですね、今のお話ですとね。確かに、新しい換地を受けたところが、その方が新しいまた利用の方法を考えられるのは当然ということもありますので、今までありがとうございますということなのかもしれませんね。

今のところについても、現在の栄駐車場、利用率というのはどうなのでしょう。少し見たところ、そう満員になっていることはないのかなとは思ってたんですけども、バイクが置いてあったり、自転車置いてあったりというふうに、とても80何台というイメージではなかったなという感じはしますけれども、どのような状況だかわかりますか。

○土木課長

栄駐輪場につきましては、駐輪場に限らず、ほかの駐輪場もですけど、年に一度、11月に利用率をちょっとはかっております。そこで、平成26年11月現在の栄駐輪場の利用率につきましては、駐車可能台数85台に対しまして実駐車台数34台ということで、40%程度の利用率ということで調査結果が出ております。

以上です。

○中島委員

有料駐車場ということもあるのかなと思います

が、ふれあい駐輪場ですかね、駐車場ですかね、あちらのほうはぎしぎしに入っていますよね。あそこはどのぐらいですか。

○土木課長

これにつきましても、ふれあい広場自転車駐車場につきましても、平成26年11月現在で、収容可能台数470台に対しまして567台、120%という形で、許容をオーバーしております。

○中島委員

全体の区画整理との関係なので、事業進捗の関係なので、ふれあいのほうのあれもいずれ使えなくなるという時期が来て、それについても少し質問があったかなと思いますけども、あそこも大きなキャパで駅を利用される方たちが使ってみえるということ。駅前の駐車場も有料と、無料がありましたかね、一時。ないですね、半額ぐらいなんですね。金額的に安いところと高いところとあって、いずれも有料ということになるわけで、今の有料駐車場がなくなって、じゃあどうぞといったら、多分ふれあいのほうへ皆さんがぎゅんぎゅん入っていくのかなという感じもしてしまいますけれども、ふれあいの将来はもう少し、今のわかる範囲で教えていただけますか。

○土木課長

これにつきましては、ふれあい自転車駐車を管理している部局としましては、やはり今の現状、120%という利用率がある中で、区画整理事業を進めていかなければならないということもあるわけでございますけれど、そういった状況を見ますと、担当部局としては、最低その台数を確保していかなければ自転車があふれるという状況が生まれてくるというふうには考えております。

○中島委員

それは、どのようにというのはまだ計画で見えてきませんか。

○土木課長

どのようにと申されますと、事業に影響がしてくるという状況の中で、やはり区画整理事業と調整を図りながら、その中で、最終的には駐車場・駐輪場を管理する部局としましては、将来、鉄道

が高架上上がったところには、その高架下を駐輪場として利用させていただいて、そういった放置車両の防止のためにも活用していかなくやいけないというふうには考えておりますし、それまでの間につきましては、やはり区画整理事業の中で支障のない位置で確保していただけるのはありがたいということで考えております。

質疑のときにも都市整備部長のほうから回答させていただいたと思いますけど、暫定的に公園用地の一部を利用させていただいて、事業完了までになるのかどうか、ちょっとその辺はまだ調整していませんけれど、そういった形で確保していくということで、話をさせていただいておるという状況でございます。

○中島委員

今のふれあいは現況が740平方メートルということでしたね。公園が今度、計画的に言うくと780平方メートルでしたかね、公園は。きちっとした公園だったら、そんなところに置いとく場合じゃないですよ。中間的な利用としてそれを置こうかという、こういうことでよろしいですか。駅前のロータリーじゃないですね。区画整理の中の公園ですね、今おっしゃっているのはね。そこへ暫定的に駐輪場としていくという利用ということです。

現在、ふれあい駐輪場のほうは、地主は誰ですか。

○都市開発課長

地主の関係でございますけれども、一応、個人の情報という形になりますので、ここでのあれはちょっと差し控えさせていただきます。申しわけございません。

それと、先ほど土木課長のほうから御説明させていただきましたふれあい駐輪場の代替といたしましては、駅前公園の区画整理の予定地がございます。これが2,300平方メートルの公園の予定でございます。その公園は、恐らくある程度、この区画整理事業が終わる最後まで整備ができないという、いろいろそういった駐輪場の関係及び駐車場の関係もございまして、最終的な整備となりま

すので、その土地を利用した形で、ふれあい駐輪場の駐輪台数分はそちらのほうで確保したいというふうに考えております。

○中島委員

わかりました。個人の方が持っていらっしゃるということ、これも何人かの方がみえるんですかね、広いけれども。1筆といたしますか、地主は一人ということですか。

○都市開発課長

駐輪場の敷地の名義は1個人でございます。

○中島委員

わかりました。

公園の、先ほど言いました780平方メートルは、2,300平方メートルの中の一部として、駐輪場に活用させていこうかということですね。ということで、500台分ぐらいは確保できるじゃないかということが本会議でもありましたけど、そういうふれあいの場合の代替はそういう形でいくと。それも結局、一時全く使えないような形になると、500台があふれてしまうので、順次、支障がないような形で公園のほうで使ってもらう、工事の手順がありますものね。それは大丈夫なんでしょうかね。ふれあいがなくなるときに、向こうの公園がまだ使えないということになると、500台があふれてしまいますよね。その辺は大丈夫ですか。

○都市開発課長

公園用地でございますけれども、この公園用地、主に昔ございました名鉄パーキングの跡地の部分が公園になる部分でございます。現在、その部分につきましては、若干、数件、移転困難者がまだ残っておりますけれども、ほぼ更地になっている状態でございますので、順次、工事を進めていくに当たりまして、駐輪場のほうを移転していった、整備するというふうに考えております。用地は既にあいております。

○中島委員

そうですね、ちょっとお家が残っている部分がありますよね。そうたくさんはないですね。ですから、それが一応、完了した段階で更地になっていく、全体がね、ということかというと、そんなに

遠い将来じゃなく、先に移転するというのを図っていくんでしょうか。その辺までスケジュールもあわせて教えてください。

○都市開発課長

駐輪場の整備のスケジュール的には、先ほど言いましたように、ちょっとまだ1件、若干部分的にかかる部分はございますけども、今年度からある程度、整備のほうに入っていきたいというふうには思っております。

○中島委員

そうですか。今年度から整備をしていくということになると、駐輪場の引っ越しも、それが済み次第、駐輪場機能がもうすぐに引っ越しされるという認識でいいんですか。もう今年度中に多分。今年度じゃないですね、平成28年になるのかな。

○都市開発課長

いや、今年度です。

○中島委員

今年度中に更地をきれいにした形になったら、その段階で駐輪場も引っ越しするというのでよろしいですか。栄と同じように、同時に大体、両方もが姿を変えるということになるわけですね。そういう認識でよろしいですか。

○都市開発課長

機能の移転という形ではございますけども、今年度、ある程度、整備を進めていけば、移転は可能かと思えますけども、その移転をさせる時期につきましては、もう少し土木課のほうと協議した中で進めていきたいと思えます。

○中島委員

今のふれあい駐輪場のほうは、バラスが敷いてあるのかな、整備は。ですよね。バラスがあつて、区画がばちつとなっているような雰囲気ではなくて、皆さん、自由に詰めていって置いてもらっているという、こういう感じであります。

新しくそういった形といっても、まだ正式なものではありませんけども、やはり同じような形態で、土木課のほうがこれは考えるのかな。整備と、それから駐輪場にする場合の整備の水準ですね。どのような形を考えていらっしゃいますか。

○都市開発課長

整備につきましては、やはりこれも仮の駐輪場という形になりますので、現状と同じような形で、碎石でバラスを敷いた形の中で、あとは板柵で仕切るといったような整備方法を考えております。

○中島委員

わかりました。少しずつ区画整理が進んでいくという中の、一つの駐車場の姿が変わるということですね。

栄のほうについては、だめかもしれないという話何か強いような気がします。それで、向こうに変わっていく、十分に駅前駐車場の中では受け入れができますよという、こういうことになるわけですね。

現在の料金体系でいいますと、栄が月1,000円ですよね。駅前のほうは2段階方式ですけど、ちょっと御紹介ください。

○土木課長

駐輪場の料金でよろしかったでしょうか。

駅前の屋内駐輪場定期使用料につきましては、自転車につきましては1カ月2,000円、3カ月5,400円、6カ月9,600円でございます。屋外もありまして、屋外の駐輪場の使用料につきましては、1カ月500円、3カ月1,500円、6カ月3,000円となっております。それ以外に、屋内につきましてはバイクの料金もありますけど、バイクはよろしいですか。

以上です。

○中島委員

条例でそのように一応書いてございますね。今年度、栄から引っ越しをする場合には、屋根つきのところだと、2倍のあれになってしまうと。屋根がなければ、今よりも半額になるという、そういうことですね。それはどのぐらいのスペースが空いているかわかりませんが、皆さんが選択をしていくということだろうというふうに思いますが、高くなる人、安くなる人ということですね。特にこれについては、今いる人がどうのこうのという考えを検討していることはないということですね。

今度、シールを張りなさいよということに条例が、管理規則の変更、定期駐車券とシールの交付を受けて、見やすいところに張ることが管理規則の中に入っておりまして、栄駐輪場のみが今まではシールを張りなさいという対象でありました。屋外だし、勝手にとめているかどうかわからないということもあってやっていたと思いますが、今度、中でもこれを張らなきゃいけないというのは、これは中でも張っていくということですか。全部の自転車に対して、中でも張っていくという方針を持つという、新しい、これは方針ですね。

○土木課長

今、中島委員の御質問のありましたシールにつきましては、栄駐輪場につきましては、条例でその旨が明記されておりました。駅前の屋内・屋外駐輪場につきましては、栄駐輪場と同じように、今までシールを交付しておりました。交付して、同じような形でシールを自転車に張っていただいて、利用者にとめていただいていたという状況でございます。その部分が今までの規則のほうでうたわれていなかったということから、今回、栄駐輪場を廃止して、そういったシールも廃止するんですけど、逆に今、規則でうたわれていないのに、運用で行っておることがあるものですから、それについては、運用に合わせた形で、この機会に規則のほうを改正したほうが良いということで、新たにというか、改正させていただくということをお願いしていくものでございます。

○中島委員

これ、1カ月だけ利用する人も、そのシールをぺたっと張らなければならないということですかね。しっかりついてますね、大きなシールがね。それをやっていただくということになると。ちゃんと門があって、通っていくのにも、カードを入れて通っていくけれども、それが無いといけないというふうに思っていらっしゃるということですかね。今まで慣例で、運用でやってきちゃった。必要なかなと思ったんですけど、栄は必要ですね、確かにね。だから、中の人たちも要るんです

か、これは。余分なことじゃないですか。

○土木課長

シールを張っていただかないと、そのシールで有効期限がうたってありますので、有効期限を越えた部分で利用されちゃうということが可能になってしまうということで、有効期限をチェックするためにも張っていただいて、利用していただくということをお願いしたいということです。

○中島委員

定期駐車券とシールは一体のものということでしょうか、そうすると。定期券が1カ月とか、3カ月とか、6カ月とかありますよね。シールも一体のもの。定期券は持っているわけね、本人がね。定期駐車みたいなことのシールはないわけですね。このシールが一つだけ、自転車に張るシールはこのシールだけですか。

○土木課長

定期券を買って、定期駐車料金を自動販売機に1カ月、3カ月別の入れますと、そこから定期駐車券のシールが出てきます。そのシールが、自転車に貼付するシールと、あと定期券の裏側に貼付するシール、この2種類が出てきます。自転車に貼付するシールは自転車に張っていただいて、もう一方の定期券に張るシールは定期券のほうに張っていただきます。それで照合を合わせるということで利用していただいております。

○中島委員

わかりました。

○杉山委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第49号について、挙手により採決をします。

議案第49号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○杉山委員長

挙手全員です。したがって、議案第49号 知立市有料駐車場条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第50号 知立市市営住宅条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第50号について、挙手により採決をいたします。

議案第50号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○杉山委員長

挙手全員です。したがって、議案第50号 知立市市営住宅条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第52号 知立市有料駐車場の指定管理者の指定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

有料駐車場の指定管理者の指定ですね、これが新しくといいますか、再度、大成ということで、いこうよということになりますね。

資料を出していただきまして、どのように選考しましたかということで、資料も出していただきました。評価点が一番高かったということで、大成96.4、あとA社、B社がありまして93.2、92.3と差をつけて、ここが評価点が高いということで、これが決まりました。金額も納入金の金額が高かったと、こういう資料をいただきました。

再指定になるわけでありませけれども、これまでの体制の評価というものについても少し、あれば伺っておきたいなど。この間、やっていた評価、それからこういった点は改善してもらいたいとか、逆にこういったところがよかったというようなことがあれば、御指摘をいただきたいというふうに思うんですね。

今回の指定の最大の根拠は何だったんだろうかということも含めて、御意見を願います。

○土木課長

今、中島委員の御質問にありました、大成の今までの指定管理者の評価というか、改善とか、そういった内容について御説明させていただきます。

大成につきましては、平成18年、指定管理者制度を導入した年から3カ年、平成18年、平成19年、平成20年を大成で、続く第2期としまして、平成21年、平成22年、これを随意契約で大成ということでまた2年、今回、平成23年から5カ年ということで、再度、大成ということで、計10カ年、大成に指定管理として実施していただいております。

その間、平成18年からいろいろ大成のほう、改善等の内容をされておるということで、主な改善の内容につきましては、平成18年につきましては、自販機設置、定期枠拡大等、これにつきましては、議会の中で議員のほうから御提案をいただいた中で改善に努めてきております。平成19年につきましては、照明の増設等、定期枠拡大、これも同じようにやっております。平成20年につきましては、

新たな施策としまして、ポイント制導入と照明の増設等を行っております。平成21年につきましては、事前清算機の導入、それでおかつ駐車枠を拡大しておりますとともに、時間延長を行っております。平成22年につきましては、出庫警告、清算誘導改善、清算機の部分の清算の補助等を行っております。平成23年につきましては、多目的トイレの設置をさせていただいております。平成24年につきましては、マナカとか、あと百貨店の契約、駐車場の導入をさせていただいております。あと、平成25年につきましては、案内表示板の設置等、あと屋外駐輪場に防犯灯の設置等もさせていただいております。平成26年につきましては、照明器具の更新等、あとわかりやすい軽自動車表示板設置等、このようないろいろな改善を今まで行ってきております。

その中で、毎年アンケートを行って、この指定管理についてのアンケート結果を見てきている状況でございます。その回答につきましては、約2%、3%については「不満」等の回答をいただいておりますけれど、おおむね95%から98%ぐらいの方については、利用についてよい回答をいただいておりますというふうに認識しております。

そういったいろいろな改善をしてこれたということで、大成のほうもかなり努力されておるといふふうに評価はしておるといふことでございます。

あと、今回、大成に決めた理由ということで、中島委員の御質問でございますけれど、市としましては、指定管理を行っていく上で、やはり重視していかなければいけないということになりますと、利用者の利便性の向上とか、あと駐車場の利用促進、あと最大、これ、利用料金制をとっております、市への納入金もしていただくというふうなことでございますので、市としましては、やはり市への納入金について重点を置く形となってくるものですから、御提示させていただいた資料にあるとおり、5年間、総額で市への納入金を比較していただいてもわかると思いますけれど、大成が一番多く納入していただけたということに

なっておるといふ状況の中からは、大成ということで決定させていただきたいということで、審査委員会に諮りまして、今回、議会に提案させていただいているという状況でございます。

以上です。

○中島委員

いろいろ各年度にわたっての取り組みを、大成を紹介していただきました。

今、言われた取り組みについては、大規模な改修ということではないので、指定管理料の中でこれは全部やっていたということでもよろしいですか。

○土木課長

大規模な改修になると、市のほうに協議していただくということになりますので、今、この中の改修につきましては、たしか大成のほうで対応させていただいておりますというふうには思っております。

○中島委員

防犯カメラもあったかな、今までなかったですが、防犯カメラをつけたりもしてきたかなというふうに思いますし、時々問題になっていた、議会でも提起されているような問題については、指定管理料の中で全部やっていたと。なおかつ、納入金を、今回の決算にも出ておりますけど、6,000万円ちょっとありますね。今回は、5年間で3億7,440万円ですね、そういう5年間での納入金の金額が示されて、これらが評価の点数にもなっていたということでもあります。

評価項目という資料もいただきまして、緊急時の対応という、それこそ地震だとかいろんなこともあろうかなと思いますし、緊急時の対応ということが項目の中にもありました。行政では実施することが困難な柔軟なサービスはどうかという質問もありますよね。それから、職員の配置、それから個人情報の保護に関することというようなことが私、ちょっと目についたんですけども、大事な点について、どのような対応がされるのか、御披露をいただきたいと思います。

○土木課長

今、御質問のありました緊急時の対応と、あと



行政で実施することができない柔軟なサービス提供と、あと個人情報の対応という御質問だと思います。

それについて、まず緊急時の対応につきましては、事業計画の申請書の中を拝見させていただいた中で、ほかの業者も同様の形になってくると思いますけれども、連絡網、防犯・防災対策を計上してあります。あと、安城知立駐車場防犯協議会メンバーに入るといふことで、そういったものを使って、緊急時に対応していくといふことで講じられておりました。

もう1点、行政では実施することが困難な事業や柔軟なサービス提供といふことで、3社になりますけれども、各業者の皆様、指定管理の実績があるといふ中で、基本的な考え方としましては、事業の専門家といふことで、そういった部門についてはうたわれておりました。なお、プラスアルファとしましては、大成のモットーとしておるのがホスピタリティといふことで、おもてなしといふことを大事にしていくといふことでうたわれておりました。

次に、個人情報の関係につきましては、大成については個人情報の保護規定も実際に10年間やっておるという中で、市のほうの保護条例等もあるものですから、そういったものを参考にして、自社で規定を設けられております。ほかの業者につきましては、これからつくっていくといふようなところとか、そういった研修をやっていくよといふようなことで計画書が出されております。

そういったような状況でございました。

○中島委員

緊急時の対応といふことは、特に地震とかそういった災害の対応といふマニュアル的なものはない、防犯的なものが中心といふことですか。地震の際はどういうふうにするといふのがちょっと具体的にあれば、お聞かせいただきたいといふふうに思います。

また、個人情報についても、市の条例といふことで、あそこで取り扱う個人情報といふのは何を指しているのか、ナンバープレートのことなのか

よくわかりませんが、それは何を個人情報として、しっかり秘密を守っていくのかという点について、具体的なところを示していただけたらと思います。

○土木課長

今ちょっと個人情報の関係については、大成のほうの資料が手元にないものですから、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

あと、緊急時の対応につきましては、地震時等については特にうたわれてはない状況でございます。

○中島委員

地震のときについても、どういうふうにするのかということについては、あったほうがいいですよ。いろんな施設、全部地震対策といふことで、建物の対策といふことはもちろん大事なわけですが、ソフト面での対応といふのも当然出てくるなといふふうに思うんですね。職員の身の安全もあるだろうし、その辺も少し明確にしておいたほうが本当はいいんじゃないかと、ないならね、といふふうに思うんですよ。

建物のほうは、特に耐震という意味では大丈夫といふことでよろしいですか。

○土木課長

建物の耐震につきましては、問題ないといふふうな回答をいただいておりますのでございます。

今、中島委員のおっしゃられましたように、地震時の対応については、やはり各業者、この指定管理をしていくといふ物件が駐車場といふことで、防犯とか事故をやっぴり重視してみえるものですから、そういった部分の記載が非常に多いといふ中で、やっぴり地震についての記載は少ないといふ状況でございます。

今後、大成に決定していくといふことになれば、そういった部分についても、事業計画書なりを出していただいて、どういう対応するかといふのを明確にしていきたいといふふうには考えております。

以上です。

○中島委員

そうですね、やっぱりそれも一応、ある意味ではそういった対応をとるということが常識かなと、今の状況だとありますので、全くそれはないよということでは問題だというふうに思うので、地震がわつときたときに、お客さんがこうなっている、どこにいる、いろんな場面があると思うんですけども、どんなふうに誘導するのか、ストップさせるのかとか、そういうことも含めて、また動いて飛び出していっちゃっても困りますしね、車が。いろんなことが想定もされますので、それはそれできちんと想定をしたようなマニュアルをつくっていただくということは必要ではないかと。特に、緊急時の対応について、連絡網、対処方法が講じられているかという設問ですからね、そもそもが。設問がちょっと曖昧、そういう意味では、地震対策みたいなものは特に設問にもないものですから、その辺はやられたほうがよかったのではないかなというふうに思います。

その辺は、契約の段階できちんとしていく、これからですよ、だから。その辺のお話をさせていただくということをお願いできますか。

○土木課長

今回の議会で決定していただければ、今後、この後、基本協定、またあと年度協定というふうになっていくということになりますので、そういった中で、特に地震に関する対処方法等についても提示していただくというふうに考えております。

○中島委員

新しい契約は平成28年度からということですので、スタートがね。だから、間に合いますので、その辺は今後、見ていくポイントとして押さえていただきたいというふうに思います。

それから、個人情報先ほどのお話で、またということですね。

職員配置採用計画は適正かと、ここの部分なんですけど、現在もシルバーのほうの人材を活用しているということの認識でよろしいですか。

○土木課長

はい、そのとおりでございます。

○中島委員

今後もシルバー活用ということで、市内の高齢者の皆さんの力を貸してもらおうと、そして生きがいの場所にしていくと、そういう方向、これも継続ということでもよろしいですか。

配置ということについては、シルバーをどこに配置するかだけでも、人数的な配置ということも含めて、これは計画があるのかなというふうに思いますけど、その辺の基本的な話はどういうふうになっているのか。

○土木課長

今、御質問のシルバーの配置等でございますけれど、基本的に前回、平成23年から5カ年やっておりますけれども、その募集要項の要領にうたわれております内容と全く同じような形で、今回も募集をかけさせていただいております。

その中で、「常駐する従業員は2名以上とする」ということと、「有料駐車場従業員は、知立市シルバー人材センターと契約の上、その従業員を配置すること」ということで、仕様書にうたわれておりますので、そのような形で実施していただくということで募集をかけておりますので、それについては、大成とシルバーの契約の中で明確にさせていただくということになってくると思いますので、そういった配置をしていただけるということで、私どもは受け取っております。

以上です。

○中島委員

常駐2名というお話がありまして、先ほどのホスピタリティが大事というお話がありまして、いろんな方が交互に、シルバーも変わっていくという中で、おもてなしの気持ち、とてもいいアピールだと思うんですけども、その辺を徹底できるかどうかというのは、ちょっと頑張らなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですね。人によって違うねということによく聞きますし、それから全然顔が見えない、いなかったよとかいうこともありますし、常駐というのはどういう意味なのか、どこに常駐してるのかということですが、料金を払うあそこの場所には必ず見えるところに1人は必ず常駐、あと1人、見回りとかある

んですかね。常駐の方法ですね、その辺はどうですか。

○土木課長

2名は常時、指定管理されている駐車場の中にいていただかなければいけないということの中で、そういった料金所の中だけではなく、施設の中全て、自転車の見回りとか、そういった見回りもあるものですから、そういったときには1名になってしまうという状況もあります。そういった中で、今言われた出庫というか、自動車が出るところの事務室ですね、そこには常に1人は残るような形でやっていただきたいということをお願いしているという状況でございます。

○中島委員

遅い時間までみえますので、大変だなというふうに思うんですね。ですから、1人はあそこにおみえになって、1人は回って、夜間は少し回られるということもあるかもしれませんので、お二人の常駐、これはお二人で大丈夫ということなのか、どうかとちょっと不安もあるんですけども、シルバーとの関係ですので、お休みをとった場合には、かわりの人がずっと入るといふ2名常駐、そういう確保ということができているというふうに思いますけど、入れかわり立ちかわりということ、これはかかわる方たちは大体何名で交互でやられるのかわかりましたら。シルバーが何名確保されて、交互に勤務交代してやっていかれるのかということもわかりますでしょうか。

○土木課長

平成27年度の職員配置計画というのを大成のほうからいただいておりますけど、駐車場で7名の勤務体系、ばらばらに配置しております。あと、駐輪場及び清掃で2名の方を、時間をばらばらにして配置していただいております。

こういった、今7名と2名の中で、その1時間の間に2名以下にならないように、全てラップさせて作業をしていただいております。

○中島委員

それはシルバーの人数ということでもいいですね。

シルバーの人数が7名と2名ですか。これはシルバーの方でいいんですか。その方たちが、清掃は担当が決まっているんじゃないくて、くるくる変わって、9人の方がいろんな仕事をローテーションでやっていくと、こういう形をとっているということですか。

○土木課長

決まった方ということではないと思います。ちょっと確かな回答ができなくて申しわけないですけど、A勤務、B勤務、C勤務、C2勤務、D勤務、E勤務、F勤務、G勤務、H勤務ということで、先ほど御説明させていただいた、駐車場が7名。例えば、A勤務であれば、午前6時15分から午後1時15分に勤務してくださいという方をあてがっています。この方が常にこの時間かという、多分、シルバーとしてもその配置はできないもので、人は変わっていくと思います。B勤務につきましては、午後1時15分から午後8時15分ということで勤務してくださいよというふうな報告をいただいております。C1勤務につきましては、午後1時15分から午後5時15分というふうな形で勤務していただくということで、BとC1勤務は午後1時15分から午後5時15分まではラップしていますので、そこの2名が必ず勤務しておるといふような状況でございます。そういった形で割り振っています。ですから、人としては同じ人がということは多分ないと思います。

○中島委員

勤務そのものは、4時間ずつ勤務するということですね、今のをずっと聞いていましたら。午後1時15分から午後5時15分とかいったら、4時間ですよ。4時間ずつの大体ローテーションで回しているんだと。早朝の人は午前6時15分からはね。午後11時何分までですか、夜遅いですよね。この9名の方でこれは回して、4時間ずつでいくと、足りるんですかね、この人数で。ちょっとわからなくなりました。

要は、かかわる方は、配置の人数はありましたが、7人と2人で9人ですけども、この9人は名前が9人なのか、いろんな方が交代で9人な

のかということもあるということですか。要するに、たくさんの方がかかわると、さっきのホスピタリティという点で、ちょっと抜け落ちていくところもあるので、余りたくさんの方がころころ変わっていくのも大変だなと思うんですが、名簿登録される方が9人ということであるのか、1日の勤務の配置が9人ということなのか、1日の配置が9人なんだろうけども、あしたはまた違う9人なのか、その次はまた違う9人なのかということもありますよね。登録メンバーが何人なのかということもちょっと押さえておきたいと思いますが、登録メンバーをどのぐらいにするのか。

○土木課長

登録メンバーについては今手元にはないので、ちょっとわからないです。

○中島委員

あるの。

○土木課長

一度、確認しないことには、こういった形で大成とシルバーと契約を結んでおいて、配置しているのかというのがちょっと確認とれてませんもので、申しわけないですけど、ちょっと確認をとらないとお答えできないという状況でございます。済みません。

○中島委員

シルバー、健康を壊される方もあるだろうし、無理してはいけないということもあるし、登録したからといって、1年間絶対ということにもならないだろうし、その辺がシルバーとの調整だというふうには思いますけども、要は、さっきのホスピタリティという面で、余りころころ変わって、お客さんとの対応が不均一になってもいけないというふうに、ただそれを思ったわけなんですよ。

前にも、外にある障がい者の多目的トイレ、あそここの問題でちょっとトラブルがあったりして、来てくれなかったとかいろいろあって、問題提起したことがあったんですけども、シルバーを雇っていただくということと、あとはプロフェッショナルの気持ちを持っていただいてやっていただくということと、やっぱり両方が大事なので、その

辺は上手に、またシルバーのほうのお話もあるかと思いますが、お願いしていただけないというふうに思います。

ほかと比べて、200万円ぐらいの納入金を上げていくというようなことが出されております。もう平成28年度はすぐに、ことしよりも上がっていくというような形で、毎年上がっていくという形なんです。これは、上がっていくというのは、駐車台数がふえるというイコールですよ。それと、いろんな経費を使わないということとありますけれども、この辺は、利益をこれだけ上げていくということの計画書の中身はどのように分析されましたか。ただやたらに書けばいいという問題でもないですよ。根拠。

○杉山委員長

ここで10分間休憩します。

午前10時55分休憩

---

午前11時03分再開

○杉山委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○土木課長

先ほどの御質問にありました、シルバーの登録メンバーという質問でございますけれども、駐車場につきましては、10名の方を一つの枠ということで登録させていただいております。駐輪場につきましては、7名の方を登録させていただいております。駅前の中です。ですから、合計で10名と7名ということで、17名が登録されております。

それと、先ほど休憩前に質問のありました指定管理の納入金プラス利用料等の見込みということで、何をもちて判断されたかという質問だと思いますけれども、これにつきましては、平成17年度まで市直営でやっておりました。平成18年度以降、指定管理者ということで、平成26年まで今経過しておる状況でございます。そういった中で、利用料金につきまして、平成17年度を100として見た場合の伸び率を見ますと、平成20年度、この年にリーマンショックがありましたけど、この年までの伸び率は9.6%ほど利用料が上がっており

ます。平成22年度、随意契約で一くくりになる平成22年度、こちらまでで8.6%の利用料が上がっています、対平成17年度比で。なおかつ、平成23年度には東日本大震災がありました。この年には、若干というか、がくっと利用料が下がっております。平成26年度につきましては、消費税5%から8%に上がっておりますけれど、利用率としましては、平成17年度に比べて14%ほど利用料が上がってきております。

こういった利用料の上昇の過去の経緯を見てきますと、大成が出してきた利用料については、そんなにべらぼうな数字じゃなくて、ある程度、先を見た形の利用料金が計上されておるのかなというふうに判断させていただいたところでございます。

以上です。

○中島委員

駅北再開発ビルのほうの共和パーキング、今もあって、こちらへ移るとい形ではあるんですけども、その影響等については、これはちゃんと承知していらっしゃるということでよろしいですか。共和パーキングのほうがぱっと出てくるわね、駅前。その辺は大丈夫ですか。もしそういうことも承知の上でこれだけという場合、この納入金については、必ず払わなければならないというふうになりますか。

○土木課長

今御質問のありました共和パーキングにつきましては、平成27年2月に共和パーキングが解体されて、今現在はない状況でございます。名鉄協商につきましても、先ほど説明させていただいた公園の用地から移設されて、今はちょっと西側の線路側のほうに動いておるとい状況でございます。

そうした中で、やはり大成、指定管理者が利用料等を見とる中で、やはりそういった廃止とか移設に伴って、利用者が市営駐車場のほうにふえておるといのは確認はされておるとい状況でございます。

今後、駅北の再開発部分に駐車場が確保されるということをお聞きしておりますけれど、その中身に

ついては、ちょっとうちの土木課としては余り細かいことまでわかっていないものですから、台数とか、そういったものもちょっと把握していないものであれですけど、賃貸し駐車場がそこに確保されれば、若干の影響は受けるのかなというふうには思っておりますけれど、そんなに大きな影響が出てくるのかなというふうには、まだ先がわからないものですから、ちょっとその判断はできていない状況でございます。

○中島委員

納入金は。

○土木課長

納入金につきましては、今回、御提案いただいた金額、平成28年度、7,080万円、平成29年度以降、7,590万円、これについては、単年度協定を結んだ中で確実に納入していただくということになってくるわけでございますけれど、急激な経済状況の変化等によって、どうしてもという話になってくれば、それはやっぱり協議の中で対応していかざるを得ないというふうなことになってくると思っておりますけれど、現段階では、提案していただいた納入金については、毎年度確保していただかなければ、今回の他の申請者に対して虚偽の申請になってしまうということがあるものですから、これについては、確保していただくということで考えております。

○中島委員

いろいろ言われましたけども、この納入金については、このとおり毎年支払わなければならないんですね、基本がね。単年度協定は結ぶものの、これに基づいて結ぶということですね。

再開発ビルのほうの共和パーキングがスタートする、このスタートは何年になりますか。

○まちづくり課長

今の予定ですと、平成30年7月ごろが再開発ビルあるいは駐車場のオープンになります。

以上です。

○中島委員

共和パーキングのほうが何台か、ちょっと確認させていただきます。

○まちづくり課長

駐車場全体として、今204台、205台あたりを予定しております。そのうち100台余りにつきましては、マンション駐車場として利用されること、これは確実かと思っておりますので、残りが100台少し切るあたりが一般の駐車場、月極め、時間貸しあるいは商業施設へ来られる方、そういった利用をされると考えております。

以上です。

○中島委員

名鉄パーキングはわかりますか、ちなみに。移転して、前の台数と今の台数がふえたのかなという感じもしないでもないわけで、ちょっとその辺、わかりませんか。その辺もちょっと押さえて、その辺は情報提供がなく、この契約に至ったとなると、何か大丈夫かという心配もありますけども、いかがですか。

○土木課長

名鉄協商のパーキングにつきましては、従前の台数はちょっと把握しておりませんが、今現在の台数につきましては196台というふうに確認しております。

そういった状況の中で、そういった納入ないし利用料が担保できるのかという話なんですけど、あくまでもやはり指定管理者、今まで10年間やってこられた大成が見た中で、そういった状況、駅周辺の区画整理事業とか再開発事業を把握した中で、今回、御提案していただいた金額ということ、やはりそれなりのノウハウをもった大成ですので、その部分について特に疑問を持つということはありません。

○中島委員

一応、今言われたような状況については、こちら情報提供はしているということでもいいんですか。勝手に調べただろうという、こういうことですか。その辺は、こういう状況の中ですがということについては、言ったのかな、どうかなということ、後で情報がなかったということですから、後で情報がないということでもいけませんし、その辺は具体的にどうですか。

○土木課長

今の名鉄協商と、あと共和パーキングにつきましては、大成も駅前のほうに11社も来ていますので、そういった状況の中で、区画整理事業もやっているという状況の中で、来る道中等を見れば、パーキングがなくなったんだとかいう話はわかってみえます。名鉄協商につきましても、移動したということはわかってみえます。ただ、今言われた駅北の再開発事業につきましては、事業認可をいただいたということで、縦覧をかけておりますので、それについては大成も確認しておる状況がありますので、あとオープンにつきましては、事業の進捗もあるものですから、その辺については、どこまで仕入れておるかというのはちょっと私どもでは把握しておりません。

以上です。

○中島委員

わかりました。事業者は当然そういう情報をしっかり確保しなきゃならないという、逆に自分の責任というものもあるということで、その上で、なおかつ5年間で3億7,440万円という納入金を入れてくれるよという、こういうことですので、この契約については、全体の中で一番点数が高かったということで、これを認めていくのかなという感じはしておりますけど、ただ、人員配置等について、シルバーですから非常に安いとか、有給休暇は要らないとか、いろいろ逆にメリットがあるとか、社会保険的なものも入っていないし、そういう経費は要らない、人件費は少ない、そういう恩典は逆に大成にもあろうかと思っておりますのでね。だから、より人員配置について、もし不備な点があれば、途中からでも、ここ、もう少しふやしたほうがいいじゃないのかなというように言うべきかなという、そんな感じはいたしますけどね。

あと、市民の意見を聞く場を設けるということもありますけれども、具体的には、やはりアンケートという形で今後もやるということよろしいのでしょうか。それか、協議会を開いて会議をするという、こういうことも駐車場についてはあつ

たわけですけども、それはどういう形で意見聴取をされますか、今後。

○土木課長

大成につきましては、市民アンケートを毎年やっております。そのアンケート集計を11月ぐらゐにやっております。それをもちまして、社内で、そのアンケートに基づきます、要は接遇等の研修会も実施していただいております。年々、回答を見ますと、満足いただく回答率が上がってきておる状況でございますので、引き続き、こういった形でやっていきたいということで大成のほうから伺っておりますし、市としても、そのようにしていただきたいということでお願いしております。

駅前駐車場協議会につきましては、有料駐車場条例の中にうたわれておまして、駐車場に関する重要な事項について定める場合については開催しなさいということで、前回、先ほど御説明させていただいた平成20年度に、ポイント制の導入、これを実施するときに開催させていただいております。それ以降、今年度平成27年度、先ほどの議案にありました栄駐輪場の条例廃止ということで、これについても、有料駐車場条例から削除することで、重要な事項ということで判断させていただいた中で、協議会に諮って意見を聞いており、それについて市に上程をさせていただいております。

今後につきましても、そういった重要な事項がある場合につきましては、協議会を開き、協議していくということで考えております。

以上です。

○中島委員

アンケートを毎年やっていただけるというのはとてもいいこと、大成自身がやっていただくわけですね。これについては、また見せていただけるような、そんなこともお願いをしたいなと思っております。やったときには、ぜひそれも見せていただきたいと、私たちも見たいなというふうに思いますが、それは大成にお願いしなきゃいけないことかもしれないけれども、そちらのほうで手に入れていただいております。そういうふう

うでお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○土木課長

そのアンケート結果につきましては、指定管理者選定等委員会、毎年1回、市の指定管理者、各施設の指定管理者の評価を行います。その評価の中で、そういったアンケート結果についても協議しておる状況の中で、その結果について、ホームページに公表されておりますので、そちらのほうを見ていただければ出ておると思います。

以上です。

○杉山委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第52号について、挙手により採決します。議案第52号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○杉山委員長

挙手全員です。したがって、議案第52号 知立市有料駐車場の指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第53号 平成26年度知立市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

私ばかりで恐縮ですが、議案第53号ということであります。水道のほうの未処分利益剰余金2億3,185万円で、利益のうちの5,646万7,000円を減債積立金に積み立てて、残金を翌年度に繰り越すという地方公営企業法に基づいた措置をとるといふ、これは粛々とやられる措置かなというふうには思いますけど、その後、もう一度、金額的なものの根拠とか、そういうことも含めて御説明をいただきたいと思います。

○水道課長

決算書の71ページをちょっと見ていただきますと、平成26年度知立市水道事業剰余金計算書が載っておりますので、そちらのほうを見ていただいて御説明したいと思います。よろしいでしょうか。

71ページの右から三つ目の欄に、未処分利益剰余金の欄がございます。それから、五つ目の欄が減債積立金の欄になっております。未処分利益剰余金の一番下の合計のところ、当年度末残高が今回、未処分利益剰余金23億1,854万1,149円のうちの残金となっております。

内容を説明させていただきます。

まず、減債積立金と未処分利益剰余金の上の欄に、利益剰余金ということが書いてあります。これが、営業活動から生じる剰余金を言っております。今年度純利益と、それから繰り越し利益を合わせたものを言っておりまして、この剰余金は、条例または議会の議決を経て特定の目的を持つ積立金、これ、減債積立金が建設改良積立金のことを言っておりまして、これは処分済み利益剰余金、昔は、ちょっと法定積立金として減債積立金になっておったんですが、今は任意積立金となっております。まだ特定の用途を目的と与えられていない未処分利益剰余金とに分かれております。

○中島委員

もう少し端的に。

○水道課長

済みません。それで、今回、未処分利益剰余金のうち5,646万7,000円は、平成27年度の企業債償還金の分を今回、減債積立金として積み立てるものでございます。

以上です。

○中島委員

平成27年度に償還しなければならない金額を決算の中からキープしておくよということですよ、要はね。平成27年度の、今、平成27年度ですけれども、これは償還する期限はいつですか。償還日時といいますか、もう今、平成27年9月ですけども、これはいつの。

○水道課長

平成27年度末に。

○中島委員

だから、平成26年度の利益を平成27年度の年度末に借金返済に回すということですね。これは、公営企業法に基づいてこういう形でやりますよということではあるんですが、減債基金は、済みません、紹介してください。今、平成26年度末でどれだけになるのか。これを積むということは、平成27年度の基金に積むということか、これは。

○水道課長

平成26年度末で、今の表の減債積立金、一番下のところにお金載っておるんですが、9,100万8,561円を積み立てております。これに、今回5,646万7,000円を積み立てるものでございます。

以上です。

○中島委員

利益のうちの償還金をこうやって回していくよということで、くるくる回すのかなと思うと、9,100万円はまだ残っているという、こういう関係なんですね。またこれも残っていくと。この減債積立金は、償還にあてていくというふうに思いますけど、今後の償還が生じたときにまた使っていくという意味なのか、市の減債基金とはちょっと違うような感じがするんですが、この積立金の金額がこういう形であるのが妥当なのかどうなのか、私、くるくる回すだけなら、こんなにたまっていなくてもいいんじゃないかというふうに思うんですが、それはどういうことでしょうか。9,000何百万円あれば、今回、年度末に5,000万円何ぼの償還金額は払うだけの金額がありますよね、回さなくても。それでもやらなきゃいけないんで



すか。

○水道課長

平成27年度、償還金は必ず5,600万円出ていきますので、減債積立金の場合は償還金以外には使用できないものがございますので、なるだけ9,100万円というか、今利益が出ておりますので、今回、平成27年度償還金分を積み立てるものがございます。

○中島委員

よくわからないけど、利益が出なかった場合には、それを使わなきゃいけないから、利益があったときにはそこへ積もうじゃないかということですね。

ことし返す金額をそのまま積むという考え方はどうなんですか。じゃあ、もっと積んでもいいということですか、積むルールとしては。こうやって減債基金がたまっていつているということは、だから、その辺のルールがちょっとわからなくて聞いているんですけども、今年度末に返す金額だけを減債積立金にしなければならないか、もっとたくさん積んでもいいのか、その辺をちょっと聞きたいんです。

○水道課長

昔は、法定積立金として積まなければならないかったんですが、今、改正されて、条例議決により積み立てる金額は任意積み立てとなっております。

今、中島委員のおっしゃるように、どれだけ積んでもいいんですけど、減債積立金と先ほど言いましたように、企業債の償還にしか使えないものですから、水道としましては、配水管の布設がえとか、施設の布設がえとか、更新の事業が控えておりますので、未処分利益剰余金のほうをためておきたいかと思っております。

以上です。

○中島委員

そうですね、これにしか使えないので、いろいろ工事を行っていく上での資金にはなっていないということなので、最低ぎりぎりのところ、議決が必要ということに変わった。けども、それ

は償還額とイコールということがルールになるかどうかということをもう一つ、お答えになっていないんですけど。

○水道課長

今までルールというか、決め事というか、内部で決めておくことなんですけれど、必ず次年度、償還金分を払わなければならないお金ですので、その分を減債積立金として積み立てておくと決めております。

済みません、次年度償還するというので、その分だけは積み立てておくべきものだと考えて、今回、積み立てております。

○中島委員

わかりました。積み立ては、最低そこまでは積んでおこうという方針で今後もいくという、こういうことですね。利益がなければ、積み立てができないわけだけどね。だから、あるときに、9,100万円がどういう形で積み立てられてきたのかなど、逆に過去にさかのぼっちゃって疑問が出てきますけども、ルールが変わったということも含めてなのか、どうやってこれをためてきたのか、減債のためのものが、余分に積んだということですよ、これは。その辺がまだ不透明で、私はわからないんですけども、今の話だと、くるくる回すだけなら、最低のものだけで、こんなに余分には残らないのになというふうに思うんですよ。長い歴史ですかね、これは。何かちょっと説明していただける。

○水道課長

ちょっと9,100万円という、今までの積み立てたのがあったかというのはちょっと調べさせていただきたいかと思えます。大体端数があって、少しずつはたまっていくかと思うんですけど、9,100万円はちょっと金額が大きいものですから。

それと、これは残しておきたいというのは、利益のほうは今では出ているんですけど、将来、更新費用とか何かをしていきますと、減価償却費のほうが上がって、利益のほうはなかなかできにくいということも出てくるかと思っておりますので、使っちゃうんじゃないかと、少しでも残しておきたいと

いう考え方でございます。

○中島委員

何かすぐルールがわからないなというのが結論で、だったら、端数で5,640万円何とかじゃなくて、じゃあ6,000万円をぼんと入れるという方法もあるだろうなと思ったりね。赤字になったときに返すお金がなかったら困るからということで言うならば、減債基金の残高がこのぐらいあれば安全だなという一つの目安を持っているから、今こういうちょうど返す金額とイコールを積むということになるのかね。その辺のルールがちょっとわからないんですよ。これだけはちょっと安全パイとして取っておきたい金額なんだと、それを下回っては困るということで、この9,100万円がね。その辺のちょっとルール化が目に見えなくて、余ったからここにいて、こうやって、ちょっとわからないです、それ。私たち、どうやってこれを分析して、よい、悪いを判断したらいいのか難しいですね。いかがですか。

○水道課長

済みません、今残っておる9,100万円について、ちょっと調べさせていただきたいかと思えます。後で回答したいかと思えます。

○中島委員

といっても、もうここはここで終わっていくわけなので、後からねというわけにいかないの、これが何億とあるわけじゃないので、今は後からまた説明を受けるということで納得してきますけども、ルール化しないと、こういうものの積み立て、これは必ず償還にしか使えないお金なんだという原則があるならば、その辺のキープするお金はどういうことでこれだけキープしているのか。くるくる回すだけ、プラスアルファがあればいいけど、アルファがこのぐらいなんだとか、何かルールをちょっと明確にしとかなないとまずいのではないかなというふうに思うんですよ。例えば利益が出なかったと、ここが9,100万円もばあっと減っていても、あと何か1,000万円ぐらいしかない、来年5,000万円返さなきゃいけないという事態ができちゃうかもしれないでしょう。そうし

た場合は、一般会計繰り入れということもあり得るわけですよ、そうなってくると。今回、一般会計の繰り出しが減るという予算になっているけど、そことの関係も出てくるわけだから、やっぱりこの辺はどういうふうな形で運営をしていくのかということは明確にしてもらいたい。

上下水道部長、何かありますか。

○上下水道部長

先ほどからどうも私の意見と水道課長の意見とちょっと合っていないような感じもしたものですから、私はちょっと直接、懐をいじっていない部分もあるんですが、私の考えは、資本制度の見直しというのが平成24年4月から入ってきたわけなんです、それまでは減債積立金というのは法的に20分の1を下回らないということがあったものですから、その切りかえのときに、それまで積み立てていた部分がそこにあるのかなというふうに解釈をしていました。それから、資本制度の見直しがあって、ある程度の市町のほうに自由に使う制度的なものが入ってきたわけなんです、そういったところで、今まで減債積立金というものを積み立てていたところから、その辺はどうしようかなというところからするならば、次年度に返済する金額を平成24年以降から考え直してきたというふうに私は理解はしておりますけども。

以上でございます。

○中島委員

じゃあ、上下水道部長の見解のほうに一応、しておけばいいですかね。過去の20分の1をずっとしていくというものがなくなった段階で、そこで積み立てができちゃったと、使わない分がね。それがこういう形で残ってきたんだと、継続してきたんだと。今後は必ず、こういう今やられる処分と同じような形でやられていくということですね。残った部分については、もしない場合にはそれに手をつけるよと、そのための安全パイとして置いときましょうということですね。ほかには使えないんだもんね、本当に。だから、余り多過ぎてもいけないし、こっちが足りないよといっても手もつけられないお金がそこにあるというときには困

りますよね。ですから、今後の運用ですけども、全局を見ながら、必ず返還分を100%入れなくてもいいときもあるかもしれないということも含めて、承知しました。

○杉山委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第53号について、挙手により採決します。

議案第53号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○杉山委員長

挙手全員です。したがって、議案第53号 平成26年度知立市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、建設水道委員会を閉会いたします。

午前11時40分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会建設水道委員会

委員長